

# 公益社団法人 日本厚生協会

## 謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本厚生協会（以下「協会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務をおこなった場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない単価による支給が必要となる特別な事情がある場合には、その都度、会長又は理事長と協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第2条に定める謝金対象者には、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を増額、減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は理事会にて行う。

(補足)

第6条 その他、必要な事項は、理事会の決議より定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等および所管する税務署の指示に従うこととする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

別表1

区分	対象者	単位	単価（円）	内訳
原稿執筆謝金 論文 解説	執筆者	1枚	2,000円以内	400字詰 原稿用紙
講師謝金 講演会・セミナー 対談・座談会	講師 出席者	1回 1回	1時間 3万円以内	
その他の謝金 業務協力	協力者	1日	2万円以内	